

平成29年7月27日

国立大学法人大阪教育大学
学長選考会議議長 森田英嗣

学長予定者選考にかかる公表（第5号）

本日、国立大学法人大阪教育大学学長選考会議は、下記のとおり次期学長予定者を決定したので公表する。

記

- 1 学長予定者 栗林澄夫（くりばやし すみお）
- 2 現 職 国立大学法人大阪教育大学学長
- 3 任 期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 選考理由

国立大学法人大阪教育大学学長選考会議は、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（平成26年8月29日付け26文科高第441号、別紙1参照）を確認し、その上で同会議において策定した「国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準」（以下「選考基準」という。別紙2参照）に基づき、国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程（以下「選考規程」という。）第12条により、所信表明書、学長選考会議が作成する質問書に対する回答、意向投票の結果を踏まえ、3名の第2次候補者を決定した。さらに、選考規程第13条により、各候補者に対する面接を行ない、選考基準に基づき、慎重に審議した。

その結果、同氏は、選考基準に掲げる次期学長に求める資質・能力、および当面の実施課題を確実に実行できる力を有すると、最終的に全会一致で判断された。

とりわけ、これまでの大学運営にかかわってきた同氏の豊富な経験と実績は、第3期中期目標（ミッション）を達成するための資本として、極めて重要な要素であると確認された。

本学を取り巻く環境はますます厳しい状況にあるが、同氏には、本学の強みと特色を十分に発揮し、本学の目的を追求していただきたい。その際には、これまで以上に附属学校園を含めた大学構成員とのコミュニケーションを活発化させてその力を結集させること、大学運営に係わる人材育成に力を入れることに尽力いただき、真に魅力ある大学として発展させていくことを切望する。

5 選考過程

(敬称略)

平成29年
3月17日

第42回学長選考会議 (13:28~14:38)
○前期学長選考会議からの申し送りへの対応
○学長選考規程の一部改正
○学長選考日程の検討
○国立大学法人法の一部改正に伴う、学長候補者選考基準の策定に向けた検討

4月24日

第43回学長選考会議 (15:00~15:49)
○学長候補者選考基準の決定
○学長選考日程の決定
○学長選考方法等の確認
○第1次候補者に対する質問書の検討

5月9日

(学長選考会議議長)
○学長予定者選考にかかる公表(第1号)
・学長予定者選考を行う理由、学長予定者の資質要件、必要書類の提出日時及び場所、選考方法及び日程ほか
○学長候補者選考基準の公表
(学長選考会議)
○学長予定者選考にかかる公表方法について
・掲示板設定場所の公表

5月22日~29日

学長予定候補者の推薦受付期間

6月1日

第44回学長選考会議 (15:01~16:10)
○委員の交代について(報告)(伊藤委員→裴委員)
○第1次候補者の決定について
(伊藤敏雄, 入口 豊, 栗林澄夫)
○学長予定者推薦投票管理委員会の設置について
○第1次候補者に対する質問書の決定

6月9日

学長予定者推薦投票管理委員会
○委員長及び副委員長の選出について
○意向投票の実施について
○不在者意向投票の実施について
○各種手続き等の確認について

6月12日

所信表明書及び質問書の回答書提出期限

6月14日

所信表明書及び質問書の回答書の公表

(学長選考会議議長)
○学長予定者選考にかかる公表(第2号)
・第1次候補者の所信表明書, 回答書の閲覧方法等

(学長予定者推薦投票管理委員会委員長)
○学長予定者選考にかかる公表(第3号)
・意向投票日時, 場所及び方法等, 第1次候補者の氏名等
○意向投票の実施について(お知らせ)
○不在者意向投票の実施について(お知らせ)

6月19日~21日

意向投票有資格者名簿の閲覧

6月30日

不在者意向投票の実施

7月3日

不在者意向投票の実施

7月4日

不在者意向投票の実施

- 7月 5日 **学長予定者推薦投票管理委員会**
 ○意向投票の実施，即日開票，学長選考会議に報告
- (学長選考会議議長)**
○学長予定候補者意向投票の結果について（お知らせ）
 ・投票数の開示
 入口 豊 150 票，伊藤敏雄 133 票，栗林澄夫 107 票
 投票総数 396 票，有資格者 442 人，投票率 89.6%
- 7月10日 **第45回学長選考会議（14:59～19:29）**
 ○学長候補者選考の視点について
 ○第2次候補者の決定について
 （伊藤敏雄，入口 豊，栗林澄夫）
 ○面接選考について
- (学長選考会議議長)**
○学長予定者選考にかかる公表（第4号）
 ・第2次候補者の決定について
- 7月18日 **第46回学長選考会議（14:30～20:30）**
 ○面接選考の取り運びについて
 ○第2次候補者に対する面接について
 ○最終候補者の決定について
 ・学長選考会議が策定した「学長候補者選考基準」に基づき，3名の第2次候補者に対する面接を行ない慎重に審議した結果，最終候補者を決定
- 7月27日 **第47回学長選考会議（15:01～17:15）**
 ○最終候補者の決定について（確認）
 ○学長予定者の決定について
 ・最終候補者に就任交渉を行い，本人からの受諾をもって学長予定者に決定
 ○今後の課題等の検討について
- (学長選考会議議長)**
○学長予定者選考にかかる公表（第5号）
 ・次期学長予定者氏名，選考理由及び選考過程等の公表

学長選考会議 委員一覧（学長選考会議規程第2条に基づく）

第1号委員	経営協議会から選出	小川 洋一
第1号委員	経営協議会から選出	塚本 英邦
第1号委員	経営協議会から選出	橋本 勝信
第1号委員	経営協議会から選出	浜中 宏司
第2号委員	教育研究評議会から選出	太田 順康
第2号委員	教育研究評議会から選出	伊藤 敏雄 (H28.4.1～H29.5.30) 裴 光雄 (H29.5.31～)
第2号委員	教育研究評議会から選出	森田 英嗣（議長）
第2号委員	教育研究評議会から選出	横井 邦彦
第3号委員	理事	松岡 正和

伊藤敏雄 委員が学長予定者の候補者の推薦を受ける予定となったことから，「学長予定者の候補者に関する申合せ」により，学長選考会議議長に辞任届が提出された。学長選考会議議長はこれを承諾し，学長へ報告，平成 29 年 5 月 30 日開催の教育研究評議会において，裴 光雄 委員が新たに委員として選出された。

別紙 1

※ 学長選考に係わる部分のみ抜粋

26 文科高第 441 号
平成 26 年 8 月 29 日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長

殿

文部科学省高等教育局長
吉 田 大 輔 (印影印刷)
文部科学省研究振興局長
常 盤 豊 (印影印刷)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について (通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 88 号。以下「改正法」という。)が平成 26 年 6 月 27 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これを受け、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平成 26 年文部科学省令第 25 号。以下「改正省令」という。)が平成 26 年 8 月 29 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

記

第一 改正の趣旨

大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

(略)

2. 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)の一部改正

(1) 学長又は機構長の選考の透明化(第 12 条及び第 26 条関係)

① 国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考は、学長選考会議又は機構長選考会議(以下「学長等選考会議」という。)が定める基準により、行わなければならないこと。(第 12 条第 7 項(大学共同利用機関法人については、第 26 条において準用))

② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、学長又は機構長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長等選考会議が①に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととしたこと。(第 12 条第 8 項(大学共同利用機関法人については、第 26 条において準用))

(略)

4. 国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)の一部改正

(1) 学長又は機構長の選考を行った際の公表事項(第 1 条の 2 関係)

学長又は機構長の選考を行った際は、学長又は機構長として選考された者を学長等選考会議が選考した理由、学長等選考会議における学長又は機構長の選考の過程を公表することとしたこと。

(2) 教育研究上の重要な組織の長等の任命(第 7 条の 2 関係)

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 26 条の規定による学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長又は機構長の定めるところにより行うものとしたこと。

5. 施行期日

改正法及び改正省令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

第三 留意事項

(略)

2. 国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正

国立大学法人法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

(1) 学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第 12 条及び第 26 条関係）

- ① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の手續・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。
- ② 学長等選考会議は、候補者の推薦への関与、所信表明の機会の設定やヒアリングの実施、質問状の公開など適切な方法を通じて、主体的な選考を行うこと。なお、選考の過程で教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないこと。
- ③ 学長等選考会議の構成員については、審査の公正性等の観点にも配慮しつつ、多様なステークホルダーが参画するよう努めること。また、学外等委員について、できる限り多くの委員の出席が可能となる会議日程を設定するなど会議への出席の確保、積極的な情報提供による欠席した委員に対するフォロー等、各国立大学法人等における学長等選考会議の運用について十分配慮し、委員が議事に積極的に参加することができるような運営に努めること。
- ④ 学長等選考会議は、選考した学長又は機構長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うことが必要であること。業務執行の状況についての確認を行う時期については、各国立大学法人等の実情に応じて、学長等選考会議において適切に判断すべきものであること。なお、学長又は機構長自身が学長等選考会議の構成員となっている場合は、学長又は機構長の業務執行の状況についての確認に当たって、その運用に特に留意することが必要であること。
また、国立大学法人法第 17 条及び第 26 条に基づき、文部科学大臣が行う学長又は機構長の解任は、学長等選考会議の申出により行うものとされていることを踏まえ、学長又は機構長の解任に係る申出に関する規則等について、あらかじめ整備することが必要であること。
- ⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手續を確保することについても適切に留意すること。
- ⑥ 国立大学法人等が選考の結果その他文部科学省令で定める事項及び学長選考会議が定める基準を公表するに当たっては、ホームページへの掲載その他の適切な方法によって行うこと。
- ⑦ ①から⑥までの点を踏まえて、全ての国立大学法人等において、現在の学長又は機構長の選考の方法や学長等選考会議の運営について点検を行い、より公正、透明な選考が行われるよう必要な改善を図ること。

(略)

(4) 学長又は機構長の選考を行った際の公表事項（国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 関係）

学長又は機構長として選考された者を学長等選考会議が選考した理由については、学長等選考会議が定める基準に照らして当該者が適切と判断した理由が明らかとなるものとする等、可能な限り具体的なものとする。また、学長等選考会議における学長又は機構長の選考の過程については、学長等選考会議が定める基準に照らして、学長又は機構長候補者の推薦・立候補等を受け付けた期間、学長又は機構長候補者の選考に関わるヒアリングの実施期日、教職員による、いわゆる意向投票の実施状況等、学長等選考会議の開催状況以外のものが含まれるものであること。

(略)

3. 改正の基本的な考え方

(略)

別紙 2

国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準

平成29年 5 月 9 日

国立大学法人大阪教育大学学長選考会議

国立大学法人大阪教育大学は、教員養成及び教育・学習支援人材養成の広域的拠点として、我が国の教育界を牽引するグローバル教育人材を養成することを目的としている。

この目的を達成するため、本学学長には次の資質・能力を有し、本学の教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる者であることを望む。

1. 次期学長に求める資質・能力

- 人格が高潔で、学識が優れた者であること。
- 急速に変化する社会の要請に応じた大学運営が行える視野の広さと強いリーダーシップを有していること。
- 大学構成員とのコミュニケーションを円滑に行い、その意欲と創意を引き出し、中期目標・中期計画を確実に実行できること。
- 本学の特色と魅力を発揮するための明確なビジョンを学内外に提示する発信力を有すること。

2. 当面の実施課題

- 実践的な教員養成機能の強化について
学生が主体的に学び、課題発見や課題解決をしていく学習環境を整え、今日的な教育課題やその対応についての理解とそれに基づく指導力を付けることが求められている。
そのためには実践的な課題に対応した内容を含むカリキュラムを整備するとともに教育研究体制を整備する必要がある。実践的指導力の育成強化を図るため、学校現場での指導経験のある大学教員を増やす必要がある。
- グローバル化の推進について
学生の海外体験・留学を促進するとともに留学生枠を設定し受入れを促進する。英語による授業の実施や外国語によるコミュニケーション能力の養成を図るなどグローバル教育人材の養成を行う。国際通用性を勘案した学位プログラムの導入を図る。日本語学習支援体制を充実させる。海外組織との教育連携や共同事業を促進する。

○ 社会との連携や社会貢献の強化について

教育委員会や学校現場など社会的要請を的確に受止め、それを大学運営に反映させるための仕組みを構築する。社会との連携、社会への貢献のための教育情報発信プラットフォームの構築を行う。

○ 附属学校園の機能強化について

実践研究，教育実習等の成果を検証し，見直しを図るシステムを構築する。新たな教育課題や国の方策への積極的な取組みを図る。公立学校の若手や新任教員等を対象とした講習会等の教育委員会と連携した取組みを推進する。実験的，先導的な附属学校園として多様な子どもを受け入れながら SSH，SGH，国際バカロレア教育等に取組み，附属学校園の特色を生かし中等教育学校等の導入を検討する。

○ 教員養成系大学との連携強化について

HATO プロジェクト研究成果の情報発信とフィードバック拠点を整備する。HATO 構成4大学と教育委員会等現場と連携したセミナー，講演会を実施する。京阪奈三教育大学の連携による教員養成・研究の高度化と質保証，新たな課題に対応できる次世代教員養成の課題に取り組み開発したプログラム等を点検し実施する。

○ 教育・研究組織の改革について

研究活動に対する支援強化を念頭に置いた人員配置，環境，システム等の整備を行う。組織的に研究活動を企画・推進する体制を整備する。教職員が，教育内容・方法の改善や学生指導・支援に力を発揮できるように教職員研修等を包括的に企画・実施する全学センターを設置する。大学院組織の見直し計画を策定し，整備・検証に取り組む。学内資源の再配分のもと教育研究の協力体制を強化するため学内センター組織の見直しを図る。

○ 経営基盤の安定化について

寄附金，その他資金の収支状況を四半期に1回把握し安全で効果的な資金運用計画を作成し実施する。外部資金獲得に取り組む教員を90%とする。契約方法や業務の見直しを不断に行い学内予算における管理的経費を減らす。保有資産の有効活用のため，保有資産を継続的に見直す。柏原・天王寺キャンパスの一時的貸付利用を図る。